

兵庫県公報

平成25年3月12日 火曜日 第2473号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約（福祉法人課）	2
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	7
○ 家畜の予防注射の実施（同）	8
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	8
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	8
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	9
○ 保安林の指定（同）	10
○ 保安林の指定の解除予定（同）	10
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	15
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	20
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	21
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	21
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	21
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	21
○ 同 上（同）	22
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	22
○ 同 上（同）	23
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	23
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	23
○ 土地区画整理事業の終了の認可（市街地整備課）	24
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	24
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	24
○ 同 上（同）	26
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	27
○ 入札公告（県立大学）	27
病院局公告	
○ 入札公告（県立淡路病院）	29
○ 同 上（同）	32

○ 同 上 (同)	34
教育委員会告示	
○ 博物館の登録	36
公安委員会告示	
○ 暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく名称等の変更の届出	37

告 示

兵庫県告示第359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、兵庫県は、社会福祉の増進に資するために、規約別表に掲げる市から、社会福祉法人に関する事務のうち、市が処理すべき事務を次の規約により受託する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 社会福祉の増進に資するため、別表に掲げる市（以下「関係市」という。）は、社会福祉法人に関する次に掲げる事務の管理及び執行を兵庫県に委託し、兵庫県はこれを受託する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第6章及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第11条の規定により市長の権限に属する事務
- (2) 前号に掲げる事務に付帯する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、関係市の負担とする。

2 前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事が関係市の長と協議して別に定めるものとする。

（予算の計上）

第4条 兵庫県知事は、委託事務に係る収入及び支出については、兵庫県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 兵庫県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を関係市の長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 兵庫県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、関係市の長と連絡会議を開催するものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、兵庫県知事は、直ちに改正後の当該条例等を関係市の長に通知しなければならない。

（廃止による決算等の措置）

第8条 委託事務を廃止した場合は、兵庫県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、兵庫県知事と関係市の長とが協議して定めるものとする。

（補則）

第9条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、兵庫県知事と関係市の長とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年 4月 1日から施行する。

別表

洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市



兵庫県告示第360号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
神戸市八多土地改良区	屏風地区	平成25年 3月12日から 同 年 4月 1日 まで	神戸市北区役所



兵庫県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年 2月28日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神戸北（中池）地区	平成25年 3月12日から 同 年 4月 1日 まで	神 戸 市 北 区 役 所
同 上	神戸北（小路畑下池）地区	同 上	同 上



兵庫県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	地 区 名
佐用町	桑野地区



兵庫県告示第363号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) 酵素免疫測定法
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査



兵庫県告示第364号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 搾乳の用に供する牛の結核病検査
 - (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
神戸市西区、姫路市、洲本市、伊丹市、豊岡市（平成17年 3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、川西市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年 1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
 - (4) 実施の期日
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア ツベルクリン検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査
- 2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査
 - (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
- ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア ツベルクリン検査
- イ 疫学的検査
- ウ 臨床検査

3 牛のブルセラ病検査

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
- ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア 急速凝集反応法
- イ 酵素免疫測定法
- ウ 補体結合反応検査
- エ 疫学的検査
- オ 臨床検査
- カ 細菌検査

4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域）、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
- イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 検査の方法

- ア 予備的抗体検出法
- イ リアルタイムPCR法
- ウ ヨーニン検査
- エ 酵素免疫測定法
- オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 酵素免疫測定法

オ 疫学的検査

カ 臨床検査

キ 細菌検査

6 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

エ 酵素免疫測定法

7 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割

(4) 実施の期日

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

8 県外に移動する蜜蜂の腐そ病検査

- (1) 実施の目的
蜜蜂の腐そ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県域を越えて移動する蜜蜂
- (4) 実施の期日
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査



兵庫県告示第365号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

- (1) 実施の目的
家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
- (4) 実施の期日
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応検査)
 - イ ウイルス分離検査
 - ウ 酵素免疫測定法
 - エ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

- (1) 実施の目的
次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため
 - ア アカバネ病
 - イ チュウザン病
 - ウ アイノウイルス感染症
 - エ イバラキ病
 - オ 牛流行熱
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)
- (4) 実施の期日
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

- (5) 検査の方法
マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第366号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生子防のため、家畜の所有者に対し、次の予防注射を受けることを命ずる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
牛の炭その発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの
 - イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの
 - (2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛
- 4 実施の期日
平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- 5 注射の方法
炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第367号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 育成	幼苗以 外の苗 木育成	
和365	小野山 良平 養父市稲津149	○		○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



兵庫県告示第368号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する届出をする漁業協同組合の名称

神戸市兵庫区金平町2丁目1番36号 糸谷 兵雄 同市同区金平町1丁目3番7号 糸谷 末二郎	兵庫	兵庫漁業協同組合
明石市港町21番12号 魚谷 忠弘 同市港町28番4号 村上 貞雄	明石浦	明石浦漁業協同組合
明石市林2丁目13番12号 藤原 和弥 同市林2丁目6番3号 増本 良生	林崎	林崎漁業協同組合
明石市大久保町江井島814-7 橋本 幹也 同市魚住町中尾11-1 竹本 義美	江井ヶ島	江井ヶ島漁業協同組合
たつの市御津町岩見1220 神頭 正志 同市御津町岩見1410 植田 敬行	岩見	岩見漁業協同組合
淡路市育波118-1 内海 良金 同市育波50-2 桑名 幸充	育波浦	育波浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成25年 3月12日から同月26日まで
- (2) 縦覧場所

兵庫加入区	神戸市兵庫区吉田町3丁目7-29	兵庫漁業協同組合
明石浦加入区	明石市岬町33-1	明石浦漁業協同組合
林崎加入区	同市林3丁目19-27	林崎漁業協同組合
江井ヶ島加入区	同市大久保町江井島418-6	江井ヶ島漁業協同組合
岩見加入区	たつの市御津町岩見1308-5	岩見漁業協同組合
育波浦加入区	淡路市育波148番地の3	育波浦漁業協同組合



兵庫県告示第369号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成25年 3月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町上石井字シボ谷1564、字シボ谷1612、1614、字家ノ上へ1618、字片山1642
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シボ谷1612(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町宇根字庄ノ上693、694、695の4、695の5、695の7から695の11まで、695の14から695の17まで、695の36、695の37、696の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇庄ノ上693・695の14から695の17まで・695の36・695の37・696の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神崎郡福崎町山崎字朝谷1005の7・1005の62（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1005の74、1005の87
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
水道事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市長野字ヲク山9
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市長野字大谷山188の1から188の5まで、188の7、188の8
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市稲津字オケ谷17
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字桐谷65の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字サイ谷70の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字女谷74の 2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字定塚76の 2
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字クツカケ80、80の 3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第380号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市森字山ノ神87の1、87の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市稲津字寺谷10の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市稲津字大谷14
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
養父市稲津字梨ヶ谷15
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第384号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
理研化学工業株式会社

京都市伏見区深草向川原48番地

代表取締役 小 湊 直 樹

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

理研化学工業株式会社淡路工場

南あわじ市賀集野田460—1

- (3) 特定施設に関する事項

種	類	4号口 洗浄施設	
変更前後の区分		(廃止)	
能	力	2,000kg/時	
工事着手予定年月日		既設	
工事完成予定年月日		既設	
使用開始予定年月日		—	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～15時 5時間30分	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6	8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	330	385
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	350
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	220	270
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		2	4

4号ハ 圧搾施設				4号ニ 湯煮施設			
変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
500kg/時・基		同 左		2,000kg/2時間・基		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
-		許可後		-		許可後	
8時30分～16時 6時間30分		同 左		8時30分～17時 7時間30分		8時30分～10時30分 2時間	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
6	8	6	8	6	8	6	8
350	365	350	365	165	200	165	200
320	330	150	200	150	180	150	180
250	280	250	280	100	123	100	123
-	-	30	40	-	-	30	40
-	-	5	7	-	-	5	7
1/6基	2/6基	0.5/4基	1/4基	2/2基	6/2基	0.5/2基	1/2基

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設							
		変 更 前				変 更 後			
変 更 前 後 の 区 分									
型	式	回分式ラグーン法（沈殿槽＋調整槽付き）				同 左			
構	造	コンクリート造				同 左			
主 要 寸 法		5 m×3.9m×3.3m				同 左			
能 力		20m ³ /日				同 左			
汚 水 等 の 処 理 方 式		長時間ばっ気方式				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水素指数）	4	7.5	6	8	4	7.5	6	8
	生物化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	230	270	23	28	230	270	23	28
	化学的酸素要求量 （単位 mg/L）	210	245	21	25	210	245	21	25
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg/L）	150	180	10	14	150	180	10	14
	窒 素 含 有 量 （単位 mg/L）	－	－	－	－	30	40	10	20
り ん 含 有 量 （単位 mg/L）	－	－	－	－	5	7	0.3	0.6	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値（単位 m ³ /日）		5	12	5	12	8	15	8	15

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2～5	No. 1	No. 2、No. 3、 No. 5、No. 10
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	178	雨水専用排水口	178	雨水専用排水口
	最大	285		285	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6		6	
	最大	8		8	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	22		22	
	最大	27		27	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	16		16	
	最大	22		22	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	17		17	
	最大	22		22	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	-	8		
	最大	-	15		
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	-	0.3		
	最大	-	0.6		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年3月12日から同年4月2日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び南あわじ市市民生活部生活環境課



兵庫県告示第385号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（精密水準測量）
- (2) 作業期間
平成24年8月20日から平成25年2月20日まで
- (3) 作業地域
尼崎市及び西宮市
- 2 (1) 作業種類
基本測量（精密測地網高精度三次元測量及び基準点現況調査）
- (2) 作業期間
平成25年1月10日から同年2月20日まで
- (3) 作業地域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、たつの市、赤穂市、宝塚市及び宍粟市



兵庫県告示第386号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年 3月 6日から同年 4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市中須佐町



兵庫県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年11月19日から同年12月15日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫元町地域



兵庫県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
三田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
3. 4. 303号高次線
3. 5. 7号国道線
- 3 事業施行期間
変更前 平成15年 7月29日から平成25年 3月31日まで
変更後 平成15年 7月29日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 3月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 3月12日から 2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎池田線	尼崎市尾浜町3丁目145番3から 同 市尾浜町3丁目259番まで	旧	26.0から 38.0まで	34.0	
		新	26.0から 40.0まで	34.0	



兵庫県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月12日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
県道 大谷鮎原神代線	洲本市五色町広石中字宮ノ下37番1から 同 市五色町広石中字桜4番2まで 洲本市五色町広石中字桜4番6から 同 市五色町広石下字北堂1668番2まで 洲本市五色町広石下字大谷921番2から 同 市五色町広石下字大谷1701番1まで	旧	19.0から 48.0まで	27.0	一部 予定地
			12.0から 47.0まで	201.0	
			7.0から 8.0まで	31.0	
			4.0から 13.0まで	541.0	
			洲本市五色町広石中字宮ノ下37番1から 同 市五色町広石中字桜4番2まで 洲本市五色町広石中字桜4番6から 同 市五色町広石下字北堂1668番2まで 洲本市五色町広石下字大谷1697番2から 同 市五色町広石下字大谷1701番1まで 洲本市五色町広石中字桜4番2から 同 市五色町広石下字大谷921番2まで	新	19.0から 48.0まで
	12.0から 47.0まで	201.0			
	9.0から 22.0まで	71.0			
	4.0から 13.0まで	541.0			



兵庫県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月12日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月12日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	

国道 4 2 7 号	多可郡多可町中区岸上字西河原281番1から 同 郡同 町中区天田字松尾300番14まで	旧	13.0から 119.0まで	57.0
		新	13.0から 119.0まで	57.0



兵庫県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年3月12日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年3月12日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西脇篠山線	篠山市味間奥字石場ノ坪736番から 同 市味間奥字石場ノ坪736番まで	旧	13.0から 17.0まで	15.0	
		新	13.0から 14.0まで	15.0	



兵庫県告示第393号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社ケーニヒスクローネ
代表者の氏名 濱田 秀世
住所 神戸市灘区宮山町2丁目6番4号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) ホテルクローネ神戸
所在地 神戸市中央区三宮町2丁目2-3、3-3、3-20、3-21
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課
縦覧期間 平成25年3月12日から同月25日まで



兵庫県告示第394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成25年3月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

1. 4. 1号東播磨南北道路

3. 2. 11号明石氷上線

2 都市計画を変更した土地の区域

[1. 4. 1号東播磨南北道路]

加古川市八幡町宗佐字城ノ内、字市場、字上畑、字上ノ山及び字香山並びに三木市別所町下石野字下山及び字此辺並びに正法寺字出野、字末広、字正法寺山及び字山ノ中並びに小野市檜山町字神木、字南畑、字テング、字北山、字三角山、字力石、字尻ヶ谷、字向山、字大崎、字西ノ垣内、字野田ノ上、字大坪及び字北ノ垣内並びに池尻町字山添江、字中尾、字請所、字下山ノ谷、字中山ノ谷、字東山及び字水ノ平

[3. 2. 11号明石氷上線]

小野市池尻町字山添江、字請所、字下山ノ谷、字東山及び字水ノ平



兵庫県告示第395号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパーク A地区土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

大和ハウス工業株式会社

2 事業施行期間

平成22年12月 7日から平成25年 3月31日

3 施行地区

三田市上内神字王子谷及び字落合の全部

同 市上内神字萩ノ尾、字北山、字地藏田及び字王子の各一部

同 市下相野字北山の一部

4 土地区画整理事業の名称

阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパーク A地区土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成22年12月 6日

6 終了認可の年月日

平成25年 2月28日

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人ネットワーク太子の風

(2) 代表者の氏名 丸 尾 淳

(3) 主たる事務所の所在地 揖保郡太子町鶴1320番地 サンパーク 2 F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、住民・民間・行政がともに助け合い、心温まる地域の実現を目指す事業を行うことにより、地域再生に寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成25年 2月21日から平成30年 2月20日まで



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエルシア青山店、ホームセンターダイキ三木青山店

所在地 三木市志染町青山六丁目15-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西村興産株式会社

住所 三木市志染町青山三丁目14番地の3

代表者の氏名 立 松 陽 子

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

ウエルシア青山店、ホームセンターダイキ三木青山店、隆司書房

イ 変更後

ウエルシア青山店、ホームセンターダイキ三木青山店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	高 橋 宰
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正
株式会社隆司書房	神戸市兵庫区新開地五丁目2番9号	中 山 隆 彦

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	高 橋 宰
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成25年 1月31日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 1月31日

5 届出年月日

平成25年 2月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 3月12日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年 7月12日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 和田山ショッピングセンター
 所在地 朝来市和田山町枚田岡774
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
破産者株式会社ネクステージ	朝来市和田山町玉置1059番地	安 藤 猪平次
協同組合和田山ショッピングセンター	朝来市和田山町枚田岡774番地	浅 田 郁 雄
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
株式会社ネクステージ	朝来市和田山町玉置1059番地	北 山 春 彦
協同組合和田山ショッピングセンター	朝来市和田山町枚田岡774番地	浅 田 郁 雄

 イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村 井 正 平
破産者株式会社ネクステージ	朝来市和田山町玉置1059番地	安 藤 猪平次
協同組合和田山ショッピングセンター	朝来市和田山町枚田岡774番地	浅 田 郁 雄
- 4 変更年月日
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 平成24年12月26日
- 5 届出年月日
 平成25年 2月22日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 (2) 縦覧期間
 平成25年 3月12日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
 平成25年 7月12日
 (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター
 所在地 丹波市氷上町石生字牛ノ木2011番2ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要
 - (1) 近隣に新たな住宅が立地する場合は、騒音等の発生による生活環境への影響を及ぼさないように配慮すること。
 - (2) 周辺住民から騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成25年3月12日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 3月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 高砂市米田町米田字坪内688番2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 明石市大久保町大窪497番地1
 関西住宅販売株式会社 代表取締役 横 野 修 三
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成25年1月15日
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10-2号（24高砂）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 加古郡播磨町古田2丁目515番1、523番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 加古川市加古川町平野480番地
 有限会社関西住宅センター 取締役 秋 山 功 男
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成24年11月9日
 兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16号（24播磨）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 豊岡市宮島字島ヶ坪300番1、300番2、301番から303番まで、321番から324番まで
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 東京都港区浜松町二丁目4番1号
 オリックス株式会社 代表執行役 井 上 亮
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成25年2月19日
 兵庫県指令但馬（豊土）（建1）第1-1-2号（24豊岡）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 3月12日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

(1) 調達件名

研究室及び実験装置移転業務

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。

(3) 履行期限

平成25年 5月31日（金）

(4) 履行場所

兵庫県立先端科学技術支援センター 赤穂郡上郡町光都 3丁目 1番 1号
独立行政法人理化学研究所播磨研究所 佐用郡佐用町光都 1丁目 1番 1号
兵庫県放射光ナノテク研究所 たつの市新宮町光都 1丁目490—2

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 移設する実験装置類の解体及び組立作業が可能である者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒678-1297 赤穂郡上郡町光都 3丁目 2番 1号

兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 山本
電話（0791）58-0101

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成25年 3月13日（水）から同月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年 3月29日（金）午前11時
兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟 4階403講義室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年 3月28日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年 3月27日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事

務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を平成25年3月18日(月)午後5時(正午から午後1時までを除く。)までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年3月12日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院長 加 堂 哲 治

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
手術映像支援システム 一式
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成25年 4月30日（火）
 - (4) 納入場所
兵庫県立淡路医療センター（仮称） 洲本市塩屋1丁目1番137号
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
 - (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒656-0013 洲本市下加茂1丁目6番6号
兵庫県立淡路病院総務部経理課
電話（0799）22-1200
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成25年3月12日（火）から同月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
平成25年3月28日（木）午前11時 兵庫県立淡路病院 4階会議室
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月27日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月26日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札

保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成25年3月18日（月）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月4日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Surgery Video Image Supporting System, 1 set

(3) Delivery period: April 30, 2013

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Awaji Medical Center (tentative name)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成25年3月28日(木) 午前11時15分 兵庫県立淡路病院 4階会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月27日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月26日(火)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成25年3月18日(月)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年4月4日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒656-0013 洲本市下加茂1丁目6番6号
兵庫県立淡路病院総務部経理課
電話（0799）22-1200
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成25年3月12日（火）から同月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成25年3月28日（木）午前11時30分 兵庫県立淡路病院 4階会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年3月27日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年3月26日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成25年3月18日（月）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年4月4日（木））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Kadou, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Biological Information Monitoring System, 1 set

(3) Delivery period: April 30, 2013

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Awaji Medical Center (tentative name)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 March 18, 2013

(6) Deadline for tender:

17:00 March 27, 2013 by mail

11:30 March 28, 2013 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Awaji Hospital

1-6-6 Shimokamo, Sumoto, Hyogo 656-0013

TEL (0799) 22-1200

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第1号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成25年 3月12日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

登 録 年 月 日	平成25年 2月18日
-----------	-------------

登 録 番 号	第30号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	西宮市 西宮市六湛寺町10番 3号
名 称	西宮市立郷土資料館 西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館
所 在 地	西宮市川添町15番26号 西宮市名塩 2丁目10番 8号
備 考	種別 歴史博物館

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第79号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成25年 3月12日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 変更に係る事項
代表者

変更前	変更後
大 橋 忠 晴	水 越 浩 士

- 2 変更しようとする年月日
平成25年 3月 1日